

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県小田原市飯泉216番地の1

氏 名 株式会社エコシステム

代表取締役 渡邊孝明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 7年10月 7日

許可の有効期限

令和12年10月 6日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）汚泥、⑤特）
廃油、⑥特）廃酸、⑦特）廃アルカリ（以上7種類）

※④、⑤、⑥及び⑦に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 7年10月 7日 新規許可

4 積替え許可の有無

有・☒ 無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・☒ 無

許可証別紙 1

許可番号 01050131118

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍 さい	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		－		－	－	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		－		－	－	－	－	－
水銀又はその化合物		－		－	－	－	－	－
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		－		－	－	－	－	－
カドミウム又はその化合物	－	○		○	○	－	－	－
鉛又はその化合物	－	○		○	○	－	－	－
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	－	○		○	○	－	－	－
砒素又はその化合物	－	○		○	○	－	－	－
シアン化合物		－		－	－			
PCB		－		－	－			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		－	－	－	－			
四塩化炭素		－	－	－	－			
1,2-ジクロロエタン		－	－	－	－			
1,1-ジクロロエチレン		－	－	－	－			
シス-1,2-ジクロロエチレン		－	－	－	－			
1,1,1-トリクロロエタン		－	－	－	－			
1,1,2-トリクロロエタン		－	－	－	－			
1,3-ジクロロプロペン		－	－	－	－			
チウラム		－		－	－			
シマジン		－		－	－			
チオベンカルブ		－		－	－			
ベンゼン		－	○	－	－			
セレン又はその化合物	－	－		－	－	－	－	－
1,4-ジチン		－	－	－	－		－	
ダイチン類	－	－		－	－		－	－

